

大寿荘指定（介護予防）短期入所生活介護事業所  
重 要 事 項 説 明 書

（この「重要事項説明書」は、「山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（平成 24 年 12 月山形県条例第 72 号）第 100 条」、「山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年 3 月山形県規則第 29 号）第 100 条」及び「山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月山形県条例第 73 号）第 90 条」、「山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成 24 年 12 月山形県規則第 30 号）第 94 条」に基づき、利用申込者及びその代理人等又はその家族の方への重要事項説明のために作成したものです。

内容は、サービスの選択等に際しての重要な事項ですので、十分に理解されるようお願いいたします。）

1 施設経営法人

法人の名称	社会福祉法人 山形県社会福祉事業団
法人所在地	〒990-0057 山形市宮町一丁目3番36号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 加藤 亮
電話番号	023（623）9127

2 ご利用事業所

種類	短期入所生活介護事業 平成12年3月1日指定 介護予防短期入所生活介護事業 平成18年3月20日指定 指定番号 山形県0672300258号
名称	大寿荘指定（介護予防）短期入所生活介護事業所
所在地	〒990-1121 山形県西村山郡大江町大字藤田839番地の1
所長名	佐藤 陽一
電話番号	0237-62-4328
FAX番号	0237-62-4329
入所定員	併設 5名 ・ 空床
開設年月日	昭和51年4月1日
目的	事業所は、山形県条例第72号（平成24年12月）及び山形県条例第73号（平成24年12月）に規定する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費、又は介護予防サービス費の支給に係る者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。
運営方針	①当事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、相談援助、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持及び回復、生活機能の維持及び向上並びに利用者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。 ②当事業所の職員は、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。

### 3 事業所の概要

敷地	総面積	14,718.29 m <sup>2</sup> (山形県所有)
建物	構造 延床面積	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺 平屋建 他 3,149.14 m <sup>2</sup> (附属建物を含む)

#### (1) 居室

種類	室数	面積
短期入所 専用居室	5	11.51 m <sup>2</sup> (すいせん)、12.05 m <sup>2</sup> (すずらん)、11.38 m <sup>2</sup> (あじさい) 11.24 m <sup>2</sup> (こすもす)、11.37 m <sup>2</sup> (なでしこ)
1人部屋	1	9.15 m <sup>2</sup>
	1	11.41 m <sup>2</sup>
	2	12.15 m <sup>2</sup>
4人部屋	21	26.22 m <sup>2</sup> (1名あたりの面積6.555 m <sup>2</sup> )
5人部屋	3	37.62 m <sup>2</sup> (1名あたりの面積7.524 m <sup>2</sup> )

#### (2) 主な設備

種類	室数	面積	その他
食堂	1	55.00 m <sup>2</sup>	
機能訓練室	1	49.50 m <sup>2</sup>	
一般浴室	1	23.00 m <sup>2</sup>	個人浴槽1 大浴槽1
機械浴室	1	88.80 m <sup>2</sup>	特殊浴槽2 チェア浴槽1
医務室	1	13.14 m <sup>2</sup>	
静養室	1	13.90 m <sup>2</sup>	
ダイルーム①	1	84.50 m <sup>2</sup>	トイレ、キッチンを含む
ダイルーム②	1	54.23 m <sup>2</sup>	トイレ、キッチンを含む

### 4 職員体制 (令和7年4月1日)

(表中の数字の単位：名)

職種	人数	区分				指定 基準	主な職務	保有資格等
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
所長	1		1			1	運営管理の総括	
医師	2				2	必要数	健康管理・診察	医師免許
生活相談員	2		2			2	日常生活の相談 支援	社会福祉士 介護支援専門員
介護職員	32		25		7	33名以上 のうち看護 職員3 名以上	日常生活の介護・援助	介護福祉士 社会福祉士
看護職員	4	1	3				健康管理・診療 補助	看護師 准看護師
介護支援 専門員	2	1	1			1	介護サービス計画 作成	介護福祉士 社会福祉士
機能訓練 指導員	2		(2)			1	身体機能の改善 減退防止	作業療法士 看護師
栄養士	2		1		1	1	栄養管理・食事 業務全般	管理栄養士 栄養士
調理職員	8		4		4	1	調理業務	調理師
事務職員	2		2			必要数	庶務・会計事務	防火管理者 危険物取扱者
業務員	2				2		施設内清掃	
警備員	3				3		夜間警備	

(注) この表は特別養護老人ホーム大寿荘を含めた人員配置を記載してあります。

## 5 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	休 暇
所 長 生 活 相 談 員 介 護 支 援 専 門 員 事 務 職 員 機 能 訓 練 指 導 員	日勤 8:30～17:15 (8時間勤務、休憩45分)	原則として 週休2日制
介 護 職 員	日勤 早番・遅番あり (8時間勤務、休憩45分) (6時間勤務、休憩一分)	
	夜勤 16:00～翌日9:00 (16時間勤務、休憩60分)	
看 護 職 員	日勤 早番・遅番あり (8時間勤務、休憩45分) (6時間勤務、休憩一分)	
	日勤 8:30～17:15 (8時間勤務、休憩45分) 日勤 8:30～15:15 (6時間勤務、休憩60分)	
栄 養 士	日勤 8:30～17:15 (8時間勤務、休憩45分) (6時間勤務、休憩一分)	
	日勤 8:30～15:15 (6時間勤務、休憩60分)	
調 理 員	日勤 早番・遅番あり (8時間勤務、休憩45分) (6時間勤務、休憩一分)	
	日勤 早番・遅番あり (2時間勤務、休憩一分)	
医 師	内 科 医 週1回(火曜日) 14:00～15:30 他随時	嘱託
	精 神 科 医 月2回(第2、第4月曜日) 15:00～16:30	
業 務 員	週5日(月、火、木、金、土) 13:30～16:30 (3時間勤務)	水・日曜日 土・日曜日
	週5日(月～金) 13:30～16:30 (3時間勤務)	
警 備 員	宿直勤務 17:00～翌日8:30	

## 6 当事業所が提供するサービス等

当事業所が提供する基準介護サービス

種 別	内 容
短期入所生活介護計画書等	当事業所入所後に短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を作成し、利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方法を定めます。
相談及び援助	常勤の生活相談員が、介護以外の日常生活に関することを含め相談・援助を行います。
食事	①季節感あふれる食事を提供し、利用者の健康の維持・増進を図ります ②利用者の嗜好を把握し、選択メニュー・希望食・行事食等の満足感、充実感が得られる食事を提供します。 ③衛生管理を徹底し、食中毒の未然防止に努めます。 ④利用者の自立に配慮して、可能な限り離床して行います。 食事時間 朝食：午前7時30分から 昼食：正午から 夕食：午後6時から
入浴	週2回以上、入浴又は清拭を行います。ただし、利用者に傷病があったり、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴を適当でないと判断した場合には行わないこともあります。
排せつ	①身体の状態に応じて、適切な用具の選定・排泄介助を行うとともに、排せつの自立に向けた適切な援助を行います。 ②排泄介助は利用者の状態に合わせて適時、対応します。
離床・着替え・整容等日常生活における世話	①寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮いたします。 ②着替えや整容は、適切に行うよう配慮いたします。 ③シーツやその他の包布類は、週1回の交換を行います。 ④日常生活を営むのに必要な世話を行います。
機能訓練	利用者の心身の状態に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し又はその減退を防止するために、計画に基づいて定期的に訓練を行います。
社会生活上の便宜供与	当事業所では、年間計画により適宜レクリエーション行事を実施いたします。ただし、レクリエーション行事によっては、別途料金がかかる場合があります。

健康管理	①短期入所利用時に、職員が簡単な健康チェックを行います。 ②看護職員による健康管理を行うとともに、緊急時の必要な場合には、利用者の主治医又は協力病院に引き継ぎます。
	当施設の医師（嘱託） 氏名 白田 裕 診療科 内科（白田医院） 診察日 毎週火曜日 14:00～15:30 他 随時  氏名 小関 暁之 診療科 精神科（小原病院） 診察日 毎月第2、第4月曜日 15:00～16:30

## 7 通常を送迎実施地域

山形市	東根市	寒河江市	中山町	山辺町	西川町	大江町
河北町	朝日町	白鷹町				

## 8 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービス利用時の緊急時における対応

サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、代理人等又は家族等に連絡した後主治医あるいは下記の協力医療機関等に引き継ぎます。

### 協力医療機関

寒河江市立病院	所在地 電話番号	寒河江市大字寒河江字塩水 80番地 0237-86-2101
至誠堂総合病院	所在地 電話番号	山形市桜町 7番44号 023-622-7181
霞晴堂白田医院	所在地 電話番号	大江町大字左沢 1187番地 0237-62-3155

### 協力歯科医療機関

公平歯科医院	所在地 電話番号	西村山郡大江町大字左沢 542番地2 0237-62-2034
--------	-------------	------------------------------------

## 9 身体拘束への対応

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとします。なお、緊急やむを得ない場合に身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、速やかに利用者及びその代理人等の同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録します。

## 10 事故発生時の対応

利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに山形県、市町村、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者、利用者の代理人等又は家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

## 11 非常時の対応

非常災害時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム大寿荘消防計画」により対応いたします。
近隣との協力関係	藤田町内会、大江町消防団と連携し、非常時における相互の支援を行います。
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム大寿荘消防計画」により、利用者も参加して避難訓練を行います。

## 1 2 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	①曜日、月日等の制限はありませんが、面会時間は概ね8時～20時頃までにお願ひします。面会の際は、お手数でも面会カードの記入をお願ひします。 ②利用者の方の中には抵抗力が弱っている方もおられますので、ペットを連れての面会は遠慮いただきます。
外出・外泊	いつでもご自由にお出かけいただけますが、事前に所定の用紙への記入をお願ひいたします。
居室・設備・器具のご利用	事業所内の居室、設備及び器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、全部又は一部を賠償していただく場合がございます。
喫煙	喫煙は、原則として認めておりません。
飲酒	飲酒は、原則として認めておりません。ただし、行事等の際、希望する方に限り可能です。
その他	①他の利用者や施設の職員の迷惑になる行為はご遠慮願ひます。 ②むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないでください。 ③万一の事故発生に備えて、社会福祉施設賠償責任保険に加入しております。

## 1 3 ご利用料金

(1) サービス利用料金 (1日あたり)

※ご本人様の所得状況により負担割合が異なります。

◎併設型短期入所生活介護 (従来型個室・多床室)

併設短期入所生活介護費 (II) (1日につき)	区分	報酬単位	基本利用料	介護保険を適用させた場合の利用料金		
				1割	2割	3割
要介護1	603単位	6,030円	603円	1,206円	1,809円	
要介護2	672単位	6,720円	672円	1,344円	2,016円	
要介護3	745単位	7,450円	745円	1,490円	2,235円	
要介護4	815単位	8,150円	815円	1,630円	2,445円	
要介護5	884単位	8,840円	884円	1,768円	2,652円	

※連続61日以上 の短期入所生活介護費 (II) (1日につき)	区分	報酬単位	基本利用料	介護保険を適用させた場合の利用料金		
				1割	2割	3割
要介護1	573単位	5,730円	573円	1,146円	1,719円	
要介護2	642単位	6,420円	642円	1,284円	1,926円	
要介護3	715単位	7,150円	715円	1,430円	2,145円	
要介護4	785単位	7,850円	785円	1,570円	2,355円	
要介護5	854単位	8,540円	854円	1,708円	2,562円	

※連続して60日を超えて、引き続き当事業所を利用する場合は上記の金額となります。

併設短期入所生活介護各加(減)算 (1日あたり)

加算(減)算区分	報酬単位	基本利用料	介護保険を適用させた場合の利用料金		
			1割	2割	3割
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	12単位	120円	12円	24円	36円
サービス体制加算(Ⅲ)	6単位	60円	6円	12円	18円
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13単位	130円	13円	26円	39円
機能訓練体制加算	12単位	120円	12円	24円	36円
※長期利用者に対する減算	-30単位	-300円	-30円	-60円	-90円

※連続して30日を超えて、引き続き当事業所を利用する場合は上記の金額の減算となります。

◎介護予防短期入所生活介護（従来型個室・多床室）

併設介護予防短期入所生活介護（Ⅱ） 1日あたり	区分	報酬単位	基本利用料	介護保険を適用させた場合の利用料金		
				1割	2割	3割
1日あたり	要支援1	451単位	4,510円	451円	902円	1,353円
	要支援2	561単位	5,610円	561円	1,122円	1,683円
長期減算適用後連続31日以上の利用 (1日につき)	要支援1	442単位	4,420円	442円	884円	1,326円
	要支援2	548単位	5,480円	548円	1,096円	1,644円

※連続して30日を超えての利用の場合は、要支援1については介護福祉施設サービス費の要介護1の100/75相当する単位数に、要支援2については介護福祉施設サービス費の要介護1の100/93に相当する単位数を算定いたします。

介護予防短期入所生活介護各加算

加算区分	報酬単位	基本利用料	介護保険を適用させた場合の利用料金		
			1割	2割	3割
サービス体制加算(Ⅲ)	6単位	60円	6円	12円	18円
機能訓練体制加算	12単位	120円	12円	24円	36円

【その他の施設サービス加算料金】

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

(1) により算定した単位数(加算を含む)の14.0%に相当する単位数が上乘せされます。

加算区分	報酬単位	基本利用料	介護保険を適用させた場合の利用料金		
			1割	2割	3割
療養食加算（1食あたり）	8単位	80円	8円	16円	24円
送迎加算（片道あたり）	184単位	1,840円	184円	368円	552円
緊急短期入所受入加算 (介護予防短期入所は除く) (1日あたり)	90単位	900円	90円	18円	270円

※上記の加算については、加算の基準を満たさない場合や該当しない場合はいたしません。

(2) 法定代理受領外の事業サービス利用料金

○食費(食材料費と調理費相当) 1日あたり 1,445円(朝食445円、昼食500円、夕食500円)

○滞在費(光熱水費相当) 1日あたり 従来型個室1,231円 多床室915円

ただし、下記のとおり所得に応じて軽減される場合があります。

利用料金（1日あたり）				
	利用者負担段階	食費	滞在費 (従来型個室)	滞在費 (多床室)
食費(食材料費と調理費相当)	第1段階	300円	380円	0円
	第2段階	600円	480円	430円
	第3段階①	1,000円	880円	430円
滞在費(光熱水費相当)	第3段階②	1,300円	880円	430円
	補足給付の対象ではない方	1,445円	1,231円	915円

※介護保険負担限度額認定証をご確認ください。認定証の交付を受けていない方は、補足給付対象外となります。

(3) その他の日常生活費（事業サービスとして提供するもの）

利用者が希望する特別な食事代	利用者の希望に基づいて提供した特別な食事（酒を含みます。）にかかる実費相当額
----------------	--

○ おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(4) 事業サービス以外の費用

理美容費	利用者個人又はその家族等からの希望に応じて、外部の理美容店に取り継ぎますので実費を負担してください。
日用品費、嗜好品代等	利用者個人又はその家族等からの希望に応じて、身の回り品として必要な物や嗜好品等の購入を外部の業者に取り継ぎますので、実費を負担してください。

○お支払い方法

利用料金・費用等は、1か月分ごとに計算し翌月に一括して請求いたしますので、月末までにお支払いください。

## 1.4 契約を終了する場合

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状態が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者及びその代理人等から退所の申出があった場合（詳細は以下を参照ください。）
- ⑦ 事業者から退所の申出を行なった場合（詳細は以下を参照ください。）

(1) 利用者及びその代理人等から中途解約・契約解除の申出

契約の有効期間であっても、利用者及びその代理人等から当事業所へ中途解約・契約解除を申し出ることができます。その場合には中途解約・契約解除を希望する7日前までに解約・解除届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には即時に契約を解除・解約することができます。

- ① 利用者が入院した場合
- ② 利用者に係る居宅サービス計画または介護予防サービス計画が変更された場合
- ③ サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ④ 事業者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が、利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらなかった場合

※②から⑦により本契約を終了する場合は、利用者の心身の状況、置かれている状況等を勘案し、必要な援助を行います。

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

- ① 利用者及びその代理人等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払が6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は職員若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## 15 苦情等の受付

(1) 当事業所のサービスや職員の対応に対する苦情・率直な疑問、意見等がございましたら、お気軽に下記の窓口にお申し付けください。担当者が責任を持って調査・改善若しくは説明を行います。

苦情解決責任者	利用時間	利用方法	
所長 佐藤陽一	毎週 月曜日～金曜日 8:30～17:15	電話	0237-62-4328
サービス相談窓口		FAX	0237-62-4329
生活相談員 松田としみ		面接	当施設事務室

(2) 行政機関その他苦情受付機関

各市町村介護保険担当窓口（保険者）に申出することができます。他に下記の機関が受付します。

山形県国民健康 保険団体連合会	所在地	寒河江市大字寒河江字久保6番地
	電話	0237(87)8006
	FAX	0237(83)3354
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
山形県福祉サービス 運営適正化委員会 (山形県社会福祉協議会)	所在地	山形市小白川二丁目3番31号 山形県総合社会福祉センター内
	電話	023(626)1755
	FAX	023(626)1623
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
お住まいの市町村 介護保険苦情相談 受付担当者	所在地	
	電話	
	FAX	
	受付時間	

第三者によるサービス 評価の実施	1、あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1、あり 2、なし
	②、なし	※ 独自の方法により実施	

令和 年 月 日

事業所 所在地 〒990-1121  
山形県西村山郡大江町大字藤田 8 3 9 番地の 1

名 称 大寿荘指定(予防)短期入所生活介護事業所

説明者職氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

私は、本書面を受領し、事業者から重要事項の説明を受け、大寿荘指定（介護予防）短期入所生活介護事業所の（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供に同意しました。

利用者 住 所 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

代理人 住 所 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

(続柄 )